

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育政策課) 第5条 <省略> 2 企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(14)まで <省略> <u>(15) 学校用務員に関すること。</u> (16) <省略> (17) <省略> (18) <省略> 3 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (職制) 第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それ	(教育政策課) 第5条 <省略> 2 企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(14)まで <省略> (15) <省略> (16) <省略> (17) <省略> 3 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>学校用務員に関すること。</u> (職制) 第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それ

ぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、 <u>所属の職員</u> を指揮監督する。
<省略>		
係	係長	<省略>

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
課	主任	<省略>
課	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
課	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

3 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、課に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	
技能主査、技能主任、技能副主任、技能員及び技能員	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。

ぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、 <u>所属職員</u> を指揮監督する。
<省略>		
係	係長	<省略>
課	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
課	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
課	主任	<省略>

3 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、課に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	
技能主任、技能副主任、技能員及び技能員補	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。

補			
---	--	--	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。